

# 時事新報

明治廿八年十一月九日 (土曜日)  
 舊曆乙未九月廿三日 (庚申)  
 日出版六時三十分  
 月出版六時三十分  
 年出版九時三十分  
 (西曆一千八百九十五年)  
 年終より 三百三十三日  
 年未まで 五十二日

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり  
 時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

## 時事新報

### 私權の保護

東京などには壯士輩の出沒するものとあるも警察の取締り割合に嚴重にして近年は豫戒令の如き法律も行はれ若し其輩の強議に遭ふときは直に之を警察署に訴ふれば其筋にても直に之を處分するに怠らず實際に於ては迷惑を感ずるものと稀れなれども田舎の地方に至りては單に壯士輩の亂暴のみならず私權の保護に關するの注意一般に行届かずして漫に愚民の愚痴を送らせしめ爲めに金業の發達を妨ぐるの弊害尙ほ少なしとせず文明社會の欠典として我輩の遺憾に堪へざる所なり例へば東京その他の資本家が田舎の地方を下して鑛山を開墾もしくは製造等の如き事業を計畫するに當り地方民の妨害の爲めに困難するは毎度の事なり川上に鑛山を開かるるときは沿岸何十個村の水田は流毒の害を免れず大資本家の一手に云々の事業を經營せらるれば地方の細民は業を失ふて生活に迷ふに至る可しなどとは無知識の妄想にして本來聞くに足らざる愚痴なるのみならず愚痴の裏面には他を苦しめて竊に利せんとする目的の分明なるも拘はらず實際に其愚痴が通用して目的を達し企業者の損害に歸するは驚入りたる事實ならずや或は株式會社の如きは株主も多人數にして對手に便ならずが故に反對も割合に少なければも一個人の企業とあれば奇貨居り可しとて苦情百出妨害の手段知らざる所なし左ればとて之に對して争へば企業者の失敗に歸するの常なるが故に看すに無益の錢を散じて其苦情に殉せざるを得ず事を行掛り中止を得ざるものは算外の錢を費して若手するとなればも新規の計畫に至りては斯る始末の爲めに思ひ止まるもの甚だ多し左れば今日の有様に於ては鐵道敷設の如き其區域廣くして一部地方の苦情に關せざるものは兎も角も其他の企業は見込の確なるにも拘はらず廣く行はるしを得ず即ち各種の工場等が都會附近の地に集中するに及ばず田舎の地方は寂寥の觀を呈する所にして事業發達の妨害の上ある可らず文明の法律果して人民の私權を保護し私財產の安全を維持するの精神ならんには法の執行を嚴密にして斯る妨害を去り事の發達を全うせしむるも其精神の實を得たるものなる可し試みに眼を轉じて海外諸國の現狀を眺め文明國は如何に盛にして未開國は如何に振はざるや尋ねるに商工業の點よりすれば第一に私權の安全なるを然らざるに由るの事實は一見明白なる可し其事實は他に求むるまでもなく英國の斯くなまでに繁昌する其反對に支那朝鮮の有様如何を見よ支那に於ては人民の私權に法律の保護なく大小の官吏貪慾を恣にして全く財產の安全を欠き自家の所得は自家の所有に歸せざるの有様なるより人民が商賣活動に利したる金は竊に之を土中に埋め續に他の擄取を免るゝのみにして政府の官業の外、國中に事業を企つものなし現に馬關條約の

結果として外國人が紡織事業を彼地に起すにも特に上海の一方に限るが如き敢て其土地の便利なるが爲めのみならず同地は治外法權の區域内にして安心なりとの一事も上海を構へたる第一の理由なりと云ふ内地一般に不安全の有様以て想ひ見る可し更に轉じて朝鮮に至れば私權の不安全は一層甚だしく土中の金も尙ほ安心を得ざる程の次第なるにぞ其人民は自暴自棄、何事も爲さずして遊惰安逸の日を送りてます貧窮を極め遂に現今の如き衰態を呈したるに非ずや私權の安全と不安全とは其關係する所甚だ大なるを認む可し今の日本は支那朝鮮と同日の議に非ず優に文明國の列に位して法律制度一切文明の風にして改良進歩日亦足らず人民私權の安全の如き大に注意して昔日未開の觀を一新したるは明白の事實なれども實際に尙ほ遺憾を免れざるの點ありとすればます其點に注意して更に完全の實を擧げんよと我輩の切に希望する所なり

### 官報

勅 諭  
 朕貴族院伯爵子男爵議員櫻井則第十六條依り明治二十九年一月八日ヲ以テ貴族院子爵議員一名副員ノ爲ニ補關擧テ行フヘキコトヲ命ス  
 御名 御璽  
 明治二十八年十一月七日 內閣總理大臣 依田伊勢博士

### 京城特報

京城十月二十九日 小原生報  
 政變當時の宮中

政變當時に於ける宮中の模様及び訓練隊亂入の狀況は兼て報道したる如く何人も普く諱る處なるが今宮中の真相を聞得たれば之を左に略せん當夜(七日の夜)の當直は内藏院長齋藤夏氏にして其夜も同じく後苑に於て盛宴を催し數十名の妓生歌舞正に備にして清興の盡るを知らず時に大君主陛下起つて後苑に出で頻に鄭氏を呼んで陪食すべしと命じ鄭氏は眼を忍んで暫らく様外に出で又側房に入りて寝ね頼て三更過ぎる頃と覺えたる折大君主陛下は又も鄭氏の夢を破り云ふ給ふ操を注進するものありて曰く宮の後門に在りて頻に人の徘徊するものありて是れ何事ぞやと既にして再び來り報するものあり曰く訓練隊の兵士らしきもの數名宮の東側に沿ふて北行す且其後には日本人らしきもの尾行するありと鄭氏初めて事の次第を解し得て曰くまは必ず訓練隊が又もや脱營して待行するものなるべし而して其後に日本人らしきものあるは必ず日本の兵士か否らざれば巡査なるべし何と云はれば臣二日前日本公使館を訪ひ三浦公使に會見して訓練隊を訓練隊兵士通過檢査の軌跡に及びたるものと其時公使曰くまは宜しき今日に於て嚴重に取締らざれば不測の禍を醸すものとわらん今後訓練隊に命じて一切兵士を外出するものと勿らんを要す若し夜中外出したる兵士あれば宜しく股肱者

### 武藝廳別官先づ逃る

宮中に武藝廳別官なるもの數百名あり是は常に宮中に於て一方ならざる愛顧を受け來りたるものなるが今其武藝廳別官が政變當日に際し冷然として王妃の暗殺せらるるに目も掛けず自分のみ逸早く逃走したる事を敘するその前に先づ武藝廳別官なるもの、由來及び近時の境遇、如何を記さるべからず抑も武藝廳別官なるものは遠く既往に遡りて彼の壬辰の役、時の國王が亂を避けて義州迄走りたるものとあり時に之に隨ふ護衛の兵士等は何れも中途にして逃電し又一兵を除きしむる此時に當り沿道の義勇兵二百餘名起り來り國王を守護して遂に全きを得たりしかば國王も其忠節に感じ京城に歸り來るや直に別格の取扱を爲し遂に武藝廳別官なるものに補したり今この別官なるものは即ちその以來子々孫々世襲するものなりと云ふ然らば此の別官なるものは朝鮮の王室に取りては毫も等閑に附すべきものにあらず故に些少宛の給料を與へて常に宮中に出入せしむりて常職なきを以て當時宮中の小使兼給奉の如きものと爲し居りし故の十五年の變亂に王妃が身を全うして逃延びたる所以のものに全く此別官等が庇護せしに據る王妃亦厚く其恩に感じ其時最も力を盡したる洪啓薫を擁護して遂に今日迄の地位を爲さしめたり昨年七月の京城變亂に方りてや別官等は相變

### 東洋

倫敦タイムスは、論じて云く、ロ、外交家は勿論、注意すべき所な、情態に依りて視、何人も疑はざる、に至らしめたる、リ、卿自から先、幾分かその罪を、りしは全く日清、後を注意す可、を以てすれば該、にして是れより、府の等國に附し、のみならず實際、を棄りしものに、なりし故なりと、抑も我國が東、之を助けんとす、隆盛にして又國、の衰へると同時、るに近來調遣は、と、露佛の二國、士を増加し終に、ある上に日本も、侮り難きに至り、見込なしと云ふ、現はれし以上は、す又此商業の機、にして而かもそ、をして一驚を喫、索するの明な、にして政治と商、一部分たるを、補助したらん、りとも我國の、に日清戰事起、めて心付き、後れたるの觀、呆れ鬼に角政府